

改正

平成18年12月28日条例第283号

平成22年9月30日条例第23号

平成25年3月28日条例第10号

平成25年12月18日条例第45号

深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本的責務等（第3条—第6条）

第3章 審議会（第7条）

第4章 一般廃棄物（第8条—第14条）

第5章 一般廃棄物処理業（第15条—第20条）

第6章 浄化槽清掃業（第21条—第23条）

第7章 手数料（第24条・第25条）

第8章 雑則（第26条—第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 再利用 再生品の利用又は不用品の活用をいう。
- （2） 事業者 営利を目的として事業を営む者及び公共公益事業等を営む者をいう。
- （3） 占有者等 土地又は建物を自己のために使用している者をいう。ただし、占有者がいない場合は、その土地又は建物を管理している者をいう。
- （4） 許可業者 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業とし、かつ、市長の許可を受けた者又は

浄化槽の清掃を業とし、市長の許可を受けた者をいう。

- (5) 資源物 市が行う一般廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。

第2章 基本的責務等

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するため、あらゆる施策を通じて廃棄物の減量を推進し、廃棄物の適正な処理を図る責務を有する。

- 2 市は、再利用による廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、多量の廃棄物を生ずるときは、市長が指定する方法により処理しなければならない。
- 3 市民は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、分別の方法、排出の方法等について一般廃棄物処理計画及び市長が指定する方法に従うとともに、相互に協力し、ごみ収集所を清潔に保たなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等廃棄物の減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の適正化を図り、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(指導又は助言)

第6条 市長は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するため必要と認めたときは、市民又は事業者に指導又は助言を行うことができる。

第3章 審議会

(審議会)

第7条 総合的な廃棄物の減量等を審議するため、法第5条の7第1項の規定に基づき、深谷市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民及び市民団体の代表者

- (2) 知識を有する者
- (3) 市内業者の代表者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 一般廃棄物

(一般廃棄物の処理)

第8条 市は、市民の日常生活から生じた一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないように処理しなければならない。

(事業活動に伴う一般廃棄物の処理)

第9条 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら資源化又は適正に処理しなければならない。ただし、自ら資源化又は適正に処理することができないときは、市長が指定する場所に排出しなければならない。

- 2 市長は、事業者に対し、当該一般廃棄物の減量、再利用等に関する計画書の提出を求めることができる。

(占有者等の協力義務)

第10条 占有者等は、当該土地又は建物内の一般廃棄物を、自ら資源化又は適正に処理することができないときは、市の作成した一般廃棄物処理計画に従い、その種類ごとに区分するとともに、飛散等しない方法により、市長の指定する場所に排出し、市が行う清掃業務に協力しなければならない。

- 2 占有者等は、その占有若しくは管理する土地又は建物内への廃棄物の投棄を防止するため、当該土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

(資源物の所有権の帰属等)

第11条 前条第1項の規定により市長が指定する場所に資源物が排出されたときは、当該資源物の所有権は、市に帰属する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 前項本文に規定する場合において、市長が指定する事業者及び市長が特に認める者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(犬、猫等の死がい処理)

第12条 占有者等は、当該土地又は建物内の犬、猫等の死がいを自ら処理することができないとき

は、速やかに市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

第13条 占有者等は、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に定める特定家庭用機器
- (7) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に著しく支障を及ぼすと認められる物

2 前項の規定にかかわらず、占有者等は市長が特に必要と認めるときは、当該一般廃棄物の処理に関し、市長の指示に従わなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第14条 市長は、製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物を適正処理困難物として指定し、公表することができる。

2 市長は、前項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を要請することができる。

第5章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可)

第15条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬を業として行おうとする者又は同条第6項の規定により一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法に特別の定めがある場合は、この限りでない。

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第16条 市長は、前条に規定する収集業又は運搬業に係る申請にあつては法第7条第5項に規定する許可基準に、前条に規定する処分業に係る申請にあつては法第7条第10項に規定する許可基準に適合していると認めるときでなければ、許可してはならない。

(許可証等の交付)

第17条 市長は、前条の許可をしたときは、当該申請者に対して許可証を交付するものとする。

2 許可業者が許可証を紛失し、又はき損したときは、再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業の変更許可等)

第18条 第16条の規定により許可を受けた許可業者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第16条の規定は、当該事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 許可業者は、法第7条の2第3項に規定する事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(事業の停止)

第19条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは法に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) 法第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。

(3) 法第7条第11項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第20条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

2 市長は、許可業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

第6章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可申請)

第21条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。

(浄化槽清掃業の許可基準等)

第22条 市長は、前条の申請者が浄化槽法第36条に規定する許可基準に適合していると認めたときでなければ、許可してはならない。

2 第17条の規定及び第18条第1項の規定は、前項の許可を受けた者に準用する。

3 許可業者等は、浄化槽法第37条に規定する変更があったとき、又は同法第38条各号に規定する場合に該当することとなったときは、当該事実が発生した日から30日以内にその旨を市長に届け

出なければならない。

(許可の取消し等)

第23条 市長は、許可業者に対し、浄化槽法第41条第2項の規定による処分を行うことができる。

第7章 手数料

(一般廃棄物処理手数料等)

第24条 市が行う一般廃棄物の処理については、別表第1に掲げる手数料を徴収する。ただし、し尿汲取手数料及び家庭雑排水汲取手数料にあつては、それぞれの表により算出した額に100分の108を乗じて得た額を徴収する。(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

2 市長は、災害その他特別な理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(許可申請等手数料)

第25条 第15条若しくは第21条の規定により許可を受けようとする者、第17条第2項の規定により当該許可証の再交付を受けようとする者(第22条第2項において準用する再交付を受けようとする者を含む。)又は第18条第1項に該当する者は、申請の際、別表第2に掲げる手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数は、還付しない。

第8章 雑則

(報告)

第26条 市長は、法第18条に規定するもののほかこの条例の施行に必要な限度において、関係者に対し、報告を求めることができる。

(技術管理者の資格)

第27条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しく

は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年深谷市条例第5号）、岡部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和55年岡部町条例第

13号)、川本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和54年川本町条例第19号)又は花園町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年花園町条例第14号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、合併前の条例の規定によりなされた一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可は、当該合併前の条例の適用されていた区域に限りその効力を有するものとし、その期間は通算する。

附 則(平成18年12月28日条例第283号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日条例第23号抄)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第8条の規定 平成23年1月10日

附 則(平成25年3月28日条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月18日条例第45号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第24条関係)

一般廃棄物の処理手数料

区分	取扱量	金額	備考
し尿汲取手数料	36リットル	290円以内	36リットル未満又は36リットルを超えた場合の汲取手数料は、左記手数料を基準として算出する。
家庭雑排水汲取手数料	36リットル	140円以内	
家庭生活に伴って生じた一般廃棄物の処理手数料(可燃性の一般廃棄物を除く。)	50キログラムを超え る部分について10キ ログラム	10円	50キログラム以下は、無料とする。

事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理手数料（可燃性の一般廃棄物を除く。）	10キログラム	150円	
---------------------------------------	---------	------	--

別表第2（第25条関係）

許可申請等交付手数料

区分	交付手数料
一般廃棄物処理業の許可（変更許可）証交付手数料	1件につき 2,000円
一般廃棄物処理業の許可証再交付手数料	1件につき 2,000円
浄化槽清掃業の許可（変更許可）証交付手数料	1件につき 2,000円
浄化槽清掃業の許可証再交付手数料	1件につき 2,000円